



凡例  : 実績  : 予定

II. 根本原因に係る再発防止対策の進捗状況 (平成 27 年 9 月 30 日現在)

取組み内容		進捗状況	H22 年度										H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	備考
目的	具体的内容		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度	年度	年度	年度	年度	
【原子力部門の業務運営の仕組み強化】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「原子力部門戦略会議」の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 原子力部門の重要課題を統括し、人的資源も考慮して組織として計画を策定。 計画策定にあたっては、現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置についても検討。 定期的に活動の有効性を評価し、経営層（本部運営会議、経営会議）へ報告。 原子力安全情報については、「原子力安全情報検討会」からの情報を統括し、原子力部門全体の課題を把握・検討。 	原子力部門戦略会議設置完了 (7/27)		詳細プロセスの検討 ▼6/18	マニュアル改正 ▼7/9	▼7/27 第1回 原子力部門戦略会議												原子力部門戦略会議開催日 ■ H22 年度 (計 20 回) ■ H23 年度 (21 回) ■ H24 年度 (16 回) ■ H25 年度 (12 回) ■ H26 年度 (10 回) ■ H27 年度 ・第80回 4/21 ・第81回 4/24 ・第82回 6/12 ・第83回 7/2 ・第84回 7/27 ・第85回 8/28 ・第86回 9/25
規制要求等の状況変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「原子力安全情報検討会」の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 制度変更に対し総合的な評価を行い、発電所を含め組織として実行性のある計画を作成。 個別の検討課題に応じて、電源事業本部と発電所が連携してPDCAを展開。 定期的に「原子力部門戦略会議」へ報告。 	原子力安全情報検討会設置完了 (7/30)	準備会 ▼6/16 7/15		原子力安全情報検討会 ▼7/30 原子力安全情報検討会 設置 [運用開始]													原子力安全情報検討会開催日 ■ H22 年度 (計 14 回) ■ H23 年度 (19 回) ■ H24 年度 (10 回) ■ H25 年度 (7 回) ■ H26 年度 (4 回) ■ H27 年度 ・第55回 5/29 ・第56回 6/17 ・第57回 7/6 ・第58回 8/11 ・第59回 9/18
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 島根原子力発電所における部制の導入 <ul style="list-style-type: none"> 発電所の統括機能を強化し責任体制を明確にするため、品質保証および保守の各関係課を統括する「部」を新設し、部長を設置。 	部制導入完了			品質保証部門及び保守部門の各関係課を統括する「部」を新設 ▼9/7 部制導入						必要箇所への部制導入							
【不適合管理プロセスの改善】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「不適合判定検討会」の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 懸案事項や工事中の不具合について、すべて不適合判定検討会に持ち込み、品質保証センターを含む関係各課のメンバーより処置（不適合管理の要否、不適合管理グレード等）を決定する仕組みに変更。 不適合を担当者が迷うことなく適切に不適合判定検討会に持ち込むことができるように発電所員に対し、不適合管理の必要性や基準について実務に即した教育を実施。 開発中のEAMを活用して、担当者が迷うことなくシステム登録する運用に変更（H23 年度運用変更予定）。 	不適合判定検討会設置完了 (8/1)		不適合管理教育	不適合管理システム検討 [運用開始 (試行)]	▼8/1 不適合判定検討会設置	マニュアル改正											・ H22. 7/29-8/2, H23. 11/2-11/7, H24. 11/28, 11/29, 12/4, 12/5, H26. 2/19, 2/21, 2/24, 2/28 H27. 3/13, 3/16, 3/17, 3/20 発電所員に対する不適合管理教育 ・ H22. 9/16 品質保証講演会 ・ H22. 10/14 検討会委員への専門教育 ・ H22. 12/22, H23. 3/29-31, H24. 2/23-24, H25. 7/12, 7/17, 11/7, H26. 3/12. 12/10 H27. 3/24, 3/25, 3/31, 9/1 不適合判定基準*1*ラインに係わる教育の実施 ・ H23. 3. 14 実施部門内部監査による有効性評価 (平成 23 年度以降は日常業務として取り組んでいく。) ・ EAMは H22. 9 月から活用し、H23. 9 月に一部機能を改善した。(9/5 完了)

	<p>■不適合管理の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所品質保証センター内に不適合管理業務を専任で行う担当を新設。 ・不適合と判定した情報を全て公開。 	<p>担当 設置完了 (6/29)</p>	<p>▼6/29 担当設置</p>		<p>▼9/7 全ての不適合情報の公開開始</p>		<p>・H27.9/24 不適合と判定した情報を最新版に更新</p>
<p>【原子力安全文化醸成活動の推進】</p> <p>「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」の浸透が十分でなかったことに着目し、具体的な活動を推進していく。</p> <p>また、経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む。）で醸成する活動を推進する。</p>	<p>■「原子力強化プロジェクト」</p> <p>「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」を中心に、原子力安全文化を一層醸成する施策を検討し、今後の活動計画を策定の上、安全文化醸成活動を推進する。</p>	<p>原子力強化プロジェクト 設置完了 (6/29)</p>	<p>▼6/29 プロジェクト設置</p>	<p>活動レビュー</p> <p>▼6/29 プロジェクト設置</p> <p>▼8/1 第1回開催</p> <p>▼9/12 第2回開催</p> <p>▼12/2 第3回開催</p> <p>▼2/27 第4回開催</p> <p>▼2/14 第6回開催</p> <p>▼10/1 第7回開催</p> <p>▼2/18 第8回開催</p> <p>▼10/7 第9回開催</p> <p>▼10/6 第5回開催</p> <p>▼2/17 第10回開催</p> <p>▼10/10 第11回開催</p> <p>▼2/3 第12回開催</p> <p>▼9/5 第13回開催</p>			
<p>■「原子力安全文化有識者会議」</p> <p>原子力強化プロジェクトからの報告を受け、第三者の視点から原子力強化プロジェクトの施策の検討事項に対する提言を行う。</p>	<p>有識者会議 設置完了 (6/29)</p>	<p>▼6/29 原子力安全文化有識者会議 設置</p>	<p>▼8/1 第1回開催</p> <p>▼9/12 第2回開催</p> <p>▼12/2 第3回開催</p> <p>▼2/27 第4回開催</p> <p>▼2/14 第6回開催</p> <p>▼10/1 第7回開催</p> <p>▼2/18 第8回開催</p> <p>▼10/7 第9回開催</p> <p>▼10/6 第5回開催</p> <p>▼2/17 第10回開催</p> <p>▼10/10 第11回開催</p> <p>▼2/3 第12回開催</p> <p>▼9/5 第13回開催</p>				
<p>■「原子力安全文化の日」の制定</p> <p>このたびの事態を厳粛に受け止め、今後二度と同じことを繰り返さないため、経営における原子力の重要性や地域社会の視点に立った安全文化の大切さを全社で共有し、再確認する。</p>	<p>安全文化の日 設定完了 (6/3)</p>	<p>▼6/3 行事の実施</p>	<p>▼6/3 行事の実施</p> <p>▼6/1 行事の実施</p> <p>▼6/3 行事の実施</p> <p>▼6/3 行事の実施</p>	<p>▼6/3 行事の実施</p>			
<p>■ 地元の方々との対話活動の充実</p> <p>地元の方々と直接対話することにより、「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける」という地域視点意識の向上</p>	<p>活動開始 (7月)</p>		<p>「見学会」の対応・同席、「地元定例訪問」等への参加</p> <p>▼7/12 定例訪問参加</p> <p>▼8/30～9/17 戸別訪問</p>				

点検不備問題に係る再発防止対策（業務運営の仕組みの強化）のスケジュール表

実施箇所：電源事業本部（原子力） アクションプラン進捗管理表（AP2 原子力部門の業務運営の仕組みの強化） リーダー：原子力総括担当MG H27年9月30日現在

目的	規制要求等の状況変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みを強化する。	実施内容	①「原子力部門戦略会議」の設置 原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応するための全体計画（要員面を含む）を策定するとともに、活動計画を経営層へ報告する。 ②「原子力安全情報検討会」の設置 本社、発電所からなる検討会を設置し、個別の検討課題に連携して取り組む。また、活動状況を定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。 ③発電所における統括機能の強化 各課を統括する機能を強化し、責任体制を明確にするため、品質保証部門および保守部門において、関係各課を統括する「部」を新設し、部長を設置する。
要求事項	(1) 電源事業本部における、規制要求事項へ対応するための中長期的な計画（人的資源含む）を策定する仕組みの構築 (2) 電源事業本部における、保守等の制度変更に対し、組織（発電所を含む）として適切な全体計画を策定する仕組みの構築 (3) 発電所における、保守等の制度変更に対し、実施可能で合理的な手順を確立するための体制の構築		

実施事項	スケジュール												
	H22年度									H23年度~H26年度			H27年度
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
(1) 「原子力部門戦略会議」を設置 【主査：部長（原子力）】 ①課題への対応計画を策定（保安活動における課題を含む） ②重要課題についてはWGを設置 ③原子力安全情報検討会からの情報を統括 ④活動状況を電源事業本部運営会議へ（1回/2ヶ月程度）報告（必要に応じ経営会議へ報告） ⑤年度末に活動の有効性を評価し、次年度計画へ反映 <<主管：原子力総括担当>>	<<電源事業本部運営会議へ報告（1回/2ヶ月程度）>> ▼準備会設置（6/18） 暫定運用 中長期計画の策定、マニュアル制定 戦略会議設置▼（7/27） 原子力部門戦略会議の開催（1回/2ヶ月程度） WGの設置▼（7/9） 経営会議へ報告▼（7/21） [AP実施状況報告] 活動状況報告 有効性評価 □ ■ 次年度計画への反映 □ ■ 活動状況報告 活動状況報告												
(2) 「原子力安全情報検討会」を設置 【主査：原子力運営担当マネージャー】 ①個別の検討課題に応じて、電源事業本部と発電所が連携して対応を審議 ②活動状況を「原子力部門戦略会議」へ報告（会議開催の都度） <<主管：原子力運営担当>>	▼準備会設置（6/16） 暫定運用 都度開催 マニュアル制定 暫定会議▼（7/15） 活動状況報告▼（7/27） 検討会設置（7/30）▼ 原子力安全情報検討会の開催（都度） ■ 定事検要求事項の反映状況確認 ■ その他の電事連大要求事項の反映状況確認												
(3) 発電所における統括機能の強化 ①品質保証部門および保守部門の関係各課を統括する「部」を新設し、部長を置く。 ②設置後、運営状況の分析・評価を行い、年度末に必要な見直しを行う。 ③3号建設所との統合（H23年3月）時期に、評価結果を踏まえて、必要箇所への部制導入を行う。 <<主管：原子力総括担当>>	▼6/2 経営会議（部制導入等） ▼7/26 本部運営会議（部制導入） 社内手続き等 9/7 ▼品質保証部門及び保守部門の各関係課を統括する「部」を新設 運営状況分析・評価 ▼8/3 経営会議（部制導入） ▼必要箇所への部制導入 見直し												

- 凡例— ▽□：計画、▼■：実績
- (1) 原子力部門戦略会議
- 6/18 準備会（1回）、7/9 準備会（2回）
 - 7/27（1回）、8/4（2回）、8/17（3回）、8/24（4回）
 - 9/3（5回）、9/14（6回）、9/22（7回）、10/7（8回）
 - 10/19（9回）、11/2（10回）、11/9（11回）、11/26（12回）
 - 12/21（13回）、1/14（14回）、2/2（15回）、3/3（16回）
 - 3/11（17回）、3/23（18回）、3/25（19回）、3/30（20回）
 - 4/6（21回）、4/14（22回）、5/9（23回）、5/13（24回）
 - 5/16（25回）、5/23（26回）、5/26（27回）、6/7（28回）
 - 6/14（29回）、7/15（30回）、[以降は2頁参照]
- (2) 原子力安全情報検討会
- 6/16 準備会（1回）、7/15 準備会（2回）、8/13（1回）
 - 8/20（2回）、8/24（3回）、8/27（4回）、9/6（5回）、10/12（6回）
 - 10/20（7回）、10/25（8回）、11/19（9回）、11/29（第10回）
 - 12/14（11回）、1/20（12回）、3/3（13回）、3/31（14回）
 - 4/12（15回）、4/25（16回）、4/27（17回）、5/16（18回）
 - 6/3（19回）、6/8（20回）、6/14（21回）、7/15（22回）
 - 7/29（23回）、[以降は3頁参照]
- <<報告>>
- (1) 安全情報検討会から戦略会議へ
- 6/18、7/27、8/17、8/24、9/22、10/19、11/2
 - 11/26、12/21、2/2、4/14、5/16、6/14、7/15、8/24
 - 9/29、10/24、11/25、12/13、[以降は4頁参照]
- (2) 本部運営会議（又は緊对本部）へ
- 7/26 部制の導入について
 - 8/4、9 業務プロセス改善WG（委託）
 - 8/25 部制の導入（他部門への展開）
 - 9/13 3号機試運転時の体制
 - 9/13 アクションプラン進捗状況【緊对本部】
 - 10/20 2号機の今後の対応【緊对本部】
 - 11/25 EAMの現状と今後の対応
 - 11/29 3号機試運転時の体制（組織細則）
 - 12/9 出雲市との情報連絡協定
 - 1/18 点検計画表の再構築、EAM機能改良に関する今後の対応について
 - 3/15 戦略会議実施状況報告 [H23年度は3頁以降参照]
- (3) 経営会議へ
- 7/21 アクションプランの進捗状況
 - 8/3 部制の導入
 - 9/2 部制の導入（他部門への展開）
 - 10/4 アクションプランの進捗状況
 - 10/20 2号機の今後の対応について
 - 12/14 出雲市との情報連絡協定
 - 3/16 戦略会議実施状況報告
- <<部制>>
- 8/3 経営会議
 - 8/5 保安規定変更認可申請
 - 8/24 戦略会議、8/25 本部運営会議
 - 9/2 経営会議、9/13 本部運営会議

備考) 有効性評価は、半期毎に実施する。(1回目：9月末、2回目：3月末)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）												
<p>(1) 原子力部門戦略会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/18 準備会（第1回）開催 ・7/9 準備会（第2回）開催 <p>【重要課題への取組みとしてWGを設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保守管理不備への再発防止対策の確実な実施 〔業務プロセス改善WG/点検計画表検討WG〕 ②島根3号機初回定期検査の確実な実施 〔3号初回定期検査対応検討WG〕 <p>● 7/21 経営会議へAP実施状況を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/27 第1回戦略会議開催 ・8/4 第2回戦略会議開催 ・8/17 第3回戦略会議開催 ・8/24 第4回戦略会議開催 ・9/3 第5回戦略会議開催 ・9/14 第6回戦略会議開催 ・9/22 第7回戦略会議開催 ・10/7 第8回戦略会議開催 ・10/19 第9回戦略会議開催 ・11/2 第10回戦略会議開催 ・11/9 第11回戦略会議開催 ・11/26 第12回戦略会議開催 ・12/21 第13回戦略会議開催 ・1/14 第14回戦略会議開催 ・2/2 第15回戦略会議開催 ・3/3 第16回戦略会議開催 ・3/11 第17回戦略会議開催 ・3/23 第18回戦略会議開催 ・3/25 第19回戦略会議開催 ・3/30 第20回戦略会議開催 ・4/6 第21回戦略会議開催 ・4/14 第22回戦略会議開催 ・5/9 第23回戦略会議開催 ・5/13 第24回戦略会議開催 ・5/16 第25回戦略会議開催 ・5/23 第26回戦略会議開催 ・5/26 第27回戦略会議開催 ・6/7 第28回戦略会議開催 ・6/14 第29回戦略会議開催 ・7/15 第30回戦略会議開催 ・7/26 第31回戦略会議開催 ・8/24 第32回戦略会議開催 ・9/29 第33回戦略会議開催 ・10/24 第34回戦略会議開催 ・11/25 第35回戦略会議開催 ・12/13 第36回戦略会議開催 ・12/19 第37回戦略会議開催 ・1/23 第38回戦略会議開催 ・2/21 第39回戦略会議開催 ・3/8 第40回戦略会議開催 ・3/22 第41回戦略会議開催 	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的活動計画に沿って適切に活動が実施されていること。 ・活動の結果が、要求事項を満足すること。 ・活動の評価結果を電源事業本部運営会議に報告し、その有効性について電源事業本部長の評価を受ける。 <p>(検証結果)</p> <p>[内部監査部門の評価] (評価観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「原子力部門戦略会議」の設置 原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応するための全体計画（要員面を含む）を策定するとともに、活動計画を経営層へ報告しているか。 ②「原子力安全情報検討会」の設置 本社、発電所からなる検討会を設置し、個別の検討課題に連携して取り組み、活動状況を定期的に「原子力部戦略会議」に報告しているか。 ③発電所における統括機能の強化 各課を統括する機能を強化し、責任体制を明確にするため、品質保証部門および保守部門において、関係各課を統括する「部」を新設し、部長を設置する。 <p>(評価結果) (8月17日, 10月14日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子力部門戦略会議は、アクションプランの確実な実施など3つの重要課題を決定し、活動状況を適宜確認、必要な人的資源、APの「有効性評価」、「検証方法」等の確認、本部運営会議、経営会議への適宜報告などを実施し機能していると評価する。 ②原子力安全情報検討会は、保安規定変更命令など外部の情報について必要な事項を適切に協議し、原子力部門戦略会議へ報告するなど適切に機能していると評価する。 ③発電所部制導入は、発電所の保守・品質管理の統括機能強化を目的として、各職務の責任と権限を明確にした上で、9月6日に保安規定の変更認可を受け9月7日から施行しており、統括機能強化が図られていると評価する。 <p>(評価結果) (平成23年4月25日現在)</p> <p>原子力部門の業務運営の仕組みの強化について、今年度は、原子力部門戦略会議を設置し、原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応する全体計画を策定すると共に活動計画等を経営層に報告していること、また、保守等の制度変更に対し、原子力安全情報検討会を設置し、電源事業本部と発電所が連携して対応を審議する仕組みを構築し「原子力部門戦略会議運営手順書」「原子力安全情報処理手順書」で明確にしていることに加え、両会議体で審議・検討した方策が有効</p>	<p>(有効性評価)</p> <p><個別評価></p> <table border="1" data-bbox="1626 289 2487 1108"> <thead> <tr> <th>手段</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略会議で都度または定期的に確認する。</td> <td> ≪原子力部門戦略会議≫ ・原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること。 ・重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること。 ・戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること </td> </tr> <tr> <td></td> <td> ≪原子力安全情報検討会≫ ・全ての原子力安全情報について、適切に管理していること。 ・原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> ≪部制≫ ・保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること。 ・部長の設置により、業務の改善が図られていること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><総合評価></p> <table border="1" data-bbox="1626 1224 2487 1413"> <thead> <tr> <th>手段</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源事業本部長の評価を2月に受ける。</td> <td> ・上記個別評価結果が妥当であること。 ・戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能していること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p><有効性評価のフロー></p> <pre> graph TD A[戦略会議で確認（都度または定期的）] --> B[電源事業本部長の評価（2月）] B --> C[社長への報告（年度末）] </pre> <p>【中間段階での自己評価】(H23.1.14)</p> <p>≪原子力部門戦略会議≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題選定表で課題を整理し、4つの重要課題（H22年12月に1項目追加）についてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の 	手段	判断基準	戦略会議で都度または定期的に確認する。	≪原子力部門戦略会議≫ ・原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること。 ・重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること。 ・戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること		≪原子力安全情報検討会≫ ・全ての原子力安全情報について、適切に管理していること。 ・原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること。		≪部制≫ ・保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること。 ・部長の設置により、業務の改善が図られていること。	手段	判断基準	電源事業本部長の評価を2月に受ける。	・上記個別評価結果が妥当であること。 ・戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能していること。	
手段	判断基準														
戦略会議で都度または定期的に確認する。	≪原子力部門戦略会議≫ ・原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること。 ・重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること。 ・戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること														
	≪原子力安全情報検討会≫ ・全ての原子力安全情報について、適切に管理していること。 ・原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること。														
	≪部制≫ ・保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること。 ・部長の設置により、業務の改善が図られていること。														
手段	判断基準														
電源事業本部長の評価を2月に受ける。	・上記個別評価結果が妥当であること。 ・戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能していること。														

- ・H24/4/23 第42回戦略会議開催
- ・5/22 第43回戦略会議開催
- ・6/11 第44回戦略会議開催
- ・6/21 第45回戦略会議開催
- ・7/9 第46回戦略会議開催
- ・7/24 第47回戦略会議開催
- ・7/31 第48回戦略会議開催
- ・8/29 第49回戦略会議開催
- ・9/14 第50回戦略会議開催
- ・9/20 第51回戦略会議開催
- ・10/23 第52回戦略会議開催
- ・11/27 第53回戦略会議開催
- ・12/21 第54回戦略会議開催
- ・1/23 第55回戦略会議開催
- ・2/20 第56回戦略会議開催
- ・3/22 第57回戦略会議開催
- ・H25/4/26 第58回戦略会議開催
- ・5/28 第59回戦略会議開催
- ・6/20 第60回戦略会議開催
- ・7/24 第61回戦略会議開催
- ・9/17 第62回戦略会議開催
- ・9/30 第63回戦略会議開催
- ・10/25 第64回戦略会議開催
- ・10/29 第65回戦略会議開催
- ・12/9 第66回戦略会議開催
- ・1/17 第67回戦略会議開催
- ・1/27 第68回戦略会議開催
- ・3/31 第69回戦略会議開催
- ・H26/4/21 第70回戦略会議開催
- ・4/25 第71回戦略会議開催
- ・5/26 第72回戦略会議開催
- ・6/20 第73回戦略会議開催
- ・7/31 第74回戦略会議開催
- ・8/25 第75回戦略会議開催
- ・10/1 第76回戦略会議開催
- ・10/24 第77回戦略会議開催
- ・1/23 第78回戦略会議開催
- ・3/9 第79回戦略会議開催
- ・H27/4/21 第80回戦略会議開催
- ・4/24 第81回戦略会議開催
- ・6/12 第82回戦略会議開催
- ・7/2 第83回戦略会議開催
- ・7/27 第84回戦略会議開催
- ・8/28 第85回戦略会議開催
- ・9/25 第86回戦略会議開催

(2) 原子力安全情報検討会

- ・6/16 準備会（第1回）開催
- ・7/15 準備会（第2回）開催

〔福島第一原子力発電所第2号機の原子炉自動停止に関する調査結果を踏まえたりレー誤作動に係る周知に

に機能していることを確認した。

さらに、部制の導入により保守管理業務等の改善が図られていることから、APの目的である規制要求等の状況変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みが強化されていると評価する。

次年度は、「H22年度に実施した内容の定着化を図るとともに、定期的なチェックにより運用状況の評価を行う」としており、QMS文書である本手順書に従った対策の定着化に取り組むことに問題はないと評価する。

（評価観点）＜平成23年度＞

有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。

（評価結果）＜平成23年度＞

本APの取り組みについて、原子力部門戦略会議の運営により、原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応する全体計画を策定するとともに活動計画等を経営層に適宜報告を行い、指示について本会議へ反映していること、および、原子力安全情報検討会の運営により、制度変更等に対し、本社、発電所が連携して個別の検討課題に取り組み、活動状況を原子力部門戦略会議へ報告を行い、戦略会議からの指示を本検討会へ反映していることから、「原子力部門戦略会議運営手順書」、「原子力安全情報処理手順書」に従って適切に実施しており、両会議体で審議・検討した課題が有効に機能していることを確認した。

また、部制の導入により保守管理業務等の改善が継続して図られていること、これらの取組みの有効性評価を適切に行っていることから、本APの目的は達成していることを確認した。

引き続き対策の定着化に取り組むこと、定期的に運用状況の評価することに問題ないと評価した。

（平成24年4月19日現在）

（評価観点）＜平成24年度＞

有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。

（評価結果）＜平成24年度＞

本APの取り組みについて、原子力部門戦略会議は「原子力部門戦略会議運営手順書」に従って、原子力部門の重要課題を統括し、経営層に適宜報告を行い、指示について本会議へ反映している。原子力安全情報検討会は「原子力安全情報処理手順書」に従って、管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会で審議し、戦略会議に報告し、指示事項の反映を行っている。これらから、両会議体が有効に機能していることを確認した。

また、部制の導入により保守管理業務等の改善が継続して図られていること、これらの取組みの有効性評価を適切に行っていることから、本APの目的は達成していることを確認した。

引き続き対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。

（平成25年4月18日現在）

報告を受け、必要な指示をしている。（H22年12月に工事業務管理手順書見直しWGを新規設置）

・H22年8月～H23年1月で戦略会議を14回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（又は緊対本部）へ10回、経営会議へ6回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映している。

＜原子力安全情報検討会＞

・管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催している。

・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なっている。

＜部制＞

・手順書により、責任と権限を明確にしている。

・不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善している。

よって、中間段階では有効に機能していると評価する。

〔年度末での評価〕（H23.3.15 本部運営会議・H23.3.16 経営会議）

＜原子力部門戦略会議＞

・重要課題整理表で課題を整理・評価し、4つの重要課題（H22.12に1項目追加H23.3にさらに1項目追加）を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること」を確認した。

・上記1で選定した重要課題について、課題に応じてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をした（H22.12に工事業務管理手順書見直しWGを新規設置、H23.3に保守部門のあり方検討WGを新規設置）ことから、「重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること」を確認した。

・H22.8～H23.3で戦略会議を17回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（または緊対本部）へ10回、経営会議へ6回と計画以上の報告を行なうとともに指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること」を確認した。

＜原子力安全情報検討会＞

・管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理していること」を確認した。

・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なったことから、「原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること」を確認した。

＜部制＞

・手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること」を確認した。

・不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善したり、主要な委員会は部長で構成し改善を図ったことから、「部長の設置により、業務の改善が図られているこ

<p>ついでに対応] 〔東海第二発電所RHR海水系流量低下事象に関するNISA口答指示への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/13 第1回安全情報検討会開催 ・8/20 第2回安全情報検討会開催 ・8/24 第3回安全情報検討会開催 ・8/27 第4回安全情報検討会開催 ・9/6 第5回安全情報検討会開催 ・10/12 第6回安全情報検討会開催 ・10/20 第7回安全情報検討会開催 ・10/25 第8回安全情報検討会開催 ・11/19 第9回安全情報検討会開催 ・11/29 第10回安全情報検討会開催 ・12/14 第11回安全情報検討会開催 ・1/20 第12回安全情報検討会開催 ・3/3 第13回安全情報検討会開催 ・3/31 第14回安全情報検討会開催 ・4/12 第15回安全情報検討会開催 ・4/25 第16回安全情報検討会開催 ・4/27 第17回安全情報検討会開催 ・5/16 第18回安全情報検討会開催 ・6/3 第19回安全情報検討会開催 ・6/8 第20回安全情報検討会開催 ・6/14 第21回安全情報検討会開催 ・7/15 第22回安全情報検討会開催 ・7/29 第23回安全情報検討会開催 ・9/1 第24回安全情報検討会開催 ・9/12 第25回安全情報検討会開催 ・9/15 第26回安全情報検討会開催 ・10/19 第27回安全情報検討会開催 ・10/28 第28回安全情報検討会開催 ・11/8 第29回安全情報検討会開催 ・11/30 第30回安全情報検討会開催 ・12/28 第31回安全情報検討会開催 ・1/20 第32回安全情報検討会開催 ・3/1 第33回安全情報検討会開催 ・H24/4/6 第34回安全情報検討会開催 ・5/2 第35回安全情報検討会開催 ・5/30 第36回安全情報検討会開催 ・7/23 第37回安全情報検討会開催 ・8/1 第38回安全情報検討会開催 ・9/10 第39回安全情報検討会開催 ・9/13 第40回安全情報検討会開催 ・11/26 第41回安全情報検討会開催 ・11/28 第42回安全情報検討会開催 ・1/24 第43回安全情報検討会開催 ・H25/4/17 第44回安全情報検討会開催 ・5/27 第45回安全情報検討会開催 ・6/17 第46回安全情報検討会開催 ・7/8 第47回安全情報検討会開催 ・8/26 第48回安全情報検討会開催 	<p>(評価観点) <平成25年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成25年度> 本APの取り組みについて、原子力部門戦略会議は「原子力部門戦略会議運営手順書」に従って、原子力部門の重要課題を統括し、経営層に適宜報告を行い、指示について本会議へ反映している。原子力安全情報検討会は「原子力安全情報処理手順書」に従って、管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会で審議し、戦略会議に報告し、指示事項の反映を行っている。これらから、両会議体が有効に機能していることを監査および原子力部門戦略会議の出席により確認した。</p> <p>これらの取り組みの有効性評価を適切に行っていることから、本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>引き続き対策の定着化に取り組むことで問題ないと評価した。 (平成26年4月17日現在)</p> <p>(評価観点) <平成26年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成26年度> 本APの取り組みについて、原子力部門戦略会議は「原子力部門戦略会議運営手順書」に従って、原子力部門の重要課題を統括し、経営層に適宜報告を行い、指示について本会議へ反映している。原子力安全情報検討会は「原子力安全情報処理手順書」に従って、管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会で審議し、戦略会議に報告している。これらから、両会議体が有効に機能していることを監査および原子力部門戦略会議の出席により確認した。</p> <p>これらの取り組みの有効性評価を適切に行っていることから、本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>引き続き対策の定着化に取り組むことで問題ないと評価した。 (平成27年4月17日現在)</p>	<p>と」を確認した。</p> <p><総合評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.3.15 本部運営会議にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能し妥当であることを確認した。 ・H23.3.16 経営会議にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能し妥当であることを確認した。 <p><次年度の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度に実施した内容の定着化を図るとともに、定期的なチェックにより運用状況の評価を行う <p><H23年9月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。 <p><H24年1月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。 <p><H24年3月></p> <p>≪原子力部門戦略会議≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題整理表で課題を整理・評価し、5つの重要課題(H23.6に2項目追加。H23.8・9に各1項目追加)を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されている」と評価した。 ・上記1で選定した重要課題について、課題に応じてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をした(H23.8に定期事業者検査業務改善WGを新規設置)ことから、「重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われている」と評価した。 ・H23.4~H24.3で戦略会議を21回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議(またはQA委員会)へ5回、経営会議(またはマネレビ)へ4回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層(社長、電源事業本部長)へ報告され、受けた指示を反映している」と評価した。 <p>≪原子力安全情報検討会≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理している」と評価した。 	
--	--	--	--

- ・10/28 第49回安全情報検討会開催
- ・3/28 第50回安全情報検討会開催
- ・H26/6/27 第51回安全情報検討会開催
- ・9/19 第52回安全情報検討会開催
- ・12/22 第53回安全情報検討会開催
- ・2/19 第54回安全情報検討会開催
- ・H27/5/29 第55回安全情報検討会開催
- ・6/17 第56回安全情報検討会開催
- ・7/6 第57回安全情報検討会開催
- ・8/11 第58回安全情報検討会開催
- ・9/18 第59回安全情報検討会開催

<安全情報検討会から戦略会議への報告>

- ・H24/1/23, 2/21, 3/8, 4/23, 5/22, 6/11
- ・7/24, 8/28, 9/20, 11/27, 1/23, 2/20
- ・H25/4/26, 5/28, 6/20, 7/24, 9/30, 12/9, 3/31
- ・H26/7/31, 10/1, 1/23, 3/9
- ・H27/6/12, 7/27, 9/25

(3) 本部運営会議（又は緊対本部）へ

H23 年度

- ・4/6 島根原子力発電所津波対策
- ・5/9 震災に関する島根県対応他
- ・5/13 島根原子力発電所津波対策
- ・5/23 震災に関する島根県知事コメント対応
- ・5/26 震災に関する島根県知事コメント対応
- ・6/7 震災に関する島根県知事コメント対応他
- ・6/14 震災に関する国からの指示対応他

[経営層への報告]

H24 年度

- ・原子力安全技術部の設置について、4/23に本部長へ、4/25に社長へ報告
- ・ストレステスト報告書提出について、7/31に本部長へ、8/2に社長へ報告
- ・EAM運用開始について、10/2に本部長へ、10/29に社長へ報告
- ・原子力安全維持・向上の取組みについて、12/25, 3/19に本部長へ、12/26, 3/22に社長へ報告

H25 年度

- ・シビアアクシデント時の本社対応能力向上と体制整備について、6/14に本部長へ報告
- ・島根原子力発電所1号機PLMに関する対応について、9/12に本部長へ、9/18に社長へ報告
- ・原子力安全維持・向上活動について、10/1に本部長、社長へ報告
- ・原子力安全維持・向上活動（活動評価、次年度活動方針等）について、2/13, 3/5に本部長へ、3/6に社長へ報告。

H26 年度

・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なったことから、「原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映している」と評価した。

<<部制>>

- ・手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保修部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっている」と評価し、H23年度もこの責任と権限に基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。
- ・不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善したり、主要な委員会は部長で構成し改善を図ったことから、「部長の設置により、業務の改善が図られている」と評価し、H23年度もこれに基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。
- ・保修部長が各WGを統括し横断的に判断したり、各課長を集めてのミーティングを定例化して統率していることから、部制導入の効果が現れていると評価した。

<総合評価>

・電源事業本部長は、H24.2.21QA委員会にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。

・社長は、H24.2.28上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。

<次年度の取組み>

- ・引き続き対策の定着化に取り組むと共に、定期的に(半期毎)運用状況を評価していく。

<H24年9月>

・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。

<H25年3月>

<<原子力部門戦略会議>>

- ・重要課題整理表で課題を整理・評価し、6つの重要課題（H24.5に1項目追加。H24.7に2項目追加。H24.8に1項目追加。H24.9に1項目追加。H25.3に1項目追加）を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されている」と評価した。
- ・上記1で選定した重要課題について、課題に応じてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をした（H24.12に

- ・特定重大事故等対処施設計画について、4/3 に本部長へ、4/7 に社長へ報告
- ・主要個別工事の計画変更（フィルタ付ベントのよう素フィルタ追設）について、4/9 に本部長へ、4/21 に社長へ報告
- ・原子力安全維持・向上の取組み（活動のまとめ）について、4/18 に本部長へ、4/22 に社長へ報告
- ・原子力安全向上に関するリスクマネジメントの強化とロードマップ作成について、5/23、6/6 に本部長へ、6/11 に社長へ報告
- ・原子力安全推進協会（JANSI）からの原子力安全に関わるリスクを考慮した安全確保体制の構築に関わる提言に対する報告について、7/24 に本部長へ報告、7/29 に社長へ報告
- ・原子力安全向上に関するリスクマネジメント強化の取組みの一環であるリスク管理専門部署の整備について、10/30 に本部長へ報告
- ・特定重大事故等対処施設の工事工程について、2/18 に社長、本部長へ報告

H27 年度

- ・主要個別工事の計画変更（常設代替交流電源の設置）について、4/15 に本部長へ、4/21 に社長へ報告
- ・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る対応体制について、7/2 に社長、本部長へ報告
- ・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する調査状況について、8/20 に社長、本部長へ報告
- ・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題の再発防止対策に係るアクションプランの役割分担および進め方について、9/25 に社長、本部長へ報告

安全向上ステアリング会議を新規設置）ことから、「重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われている」と評価した。

- ・H24.4～H25.3で戦略会議を16回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（本部長への個別説明含む）へ5回、経営会議へ5回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映している」と評価した。

《原子力安全情報検討会》

- ・管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理している」と評価した。
- ・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なったことから、「原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映している」と評価した。

《部制》

- ・手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっている」と評価し、H24年度もこの責任と権限に基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。
- ・不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善したり、主要な委員会は部長で構成し改善を図ったことから、「部長の設置により、業務の改善が図られている」と評価し、H24年度もこれに基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。
- ・保守部長が各WGを統括し横断的に判断したり、各課長を集めてのミーティングを定例化して統率していることから、部制導入の効果が現れていると評価した。

＜総合評価＞

- ・社長および電源事業本部長は、H25.2.18の有識者会議報告にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。

＜次年度の取組み＞

- ・引き続き対策の定着化に取り組む。

＜H25年9月＞

- ・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」とことから有効に機能していると評価した。

<H26年3月>

《原子力部門戦略会議》

- ・重要課題整理表で課題を整理・評価し、8つの重要課題を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されている」と評価した。
- ・上記で選定した重要課題について、課題に応じてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をしたことから、「重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われている」と評価した。
- ・H25.4~H26.3で戦略会議を12回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（本部長への個別説明含む）へ7回、経営会議（社長への個別説明含む）へ3回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映している」と評価した。

《原子力安全情報検討会》

- ・管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理している」と評価した。
- ・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なったことから、「原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映している」と評価した。

《部制》

- ・手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっている」と評価し、H25年度もこの責任と権限に基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。

<総合評価>

- ・社長および電源事業本部長は、H26.2.17の有識者会議報告にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。

<次年度の取組み>

- ・引き続き対策の定着化に取り組む。

<H26年9月>

- ・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。

		<p>＜H27年3月＞</p> <p>＜原子力部門戦略会議＞</p> <p>・重要課題整理表で課題を整理・評価し、7つの重要課題（H27.1.23に2項目追加）を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されている」と評価した。</p> <p>・上記で選定した重要課題について、課題に応じてWG等を設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をしたことから、「重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われている」と評価した。</p> <p>・H26.4～H27.3で戦略会議を10回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（本部長への個別説明含む）へ6回、経営会議（社長への個別説明含む）へ6回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映している」と評価した。</p> <p>＜原子力安全情報検討会＞</p> <p>・管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理している」と評価した。</p> <p>・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告した結果、指示事項はなかった。</p> <p>＜部制＞</p> <p>・手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保守部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっている」と評価し、H26年度もこの責任と権限に基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。</p> <p>＜総合評価＞</p> <p>・有識者会議の報告資料に基づき戦略会議、原子力安全情報検討会の運営状況を社長および電源事業本部長に対して報告を行っている。</p> <p>・上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。</p> <p>＜次年度の取組み＞</p> <p>・引き続き対策の定着化に取組む。</p> <p>＜H27年9月＞</p> <p>・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。</p>		
--	--	---	--	--

■■■ 点検不備問題に係る再発防止対策（不適合管理プロセスの改善）のスケジュール表 ■■■

実施箇所：品質保証部（品質保証）

アクションプラン進捗管理表（AP3(1)(2):不適合管理プロセスの改善） リーダー:品質保証部 課長(品質保証)

H27年9月30日現在

目的	不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に運用(適切な処置等が行われるなど)されるよう、不適合管理プロセスを改善する。	実施内容	(1) 不適合判定検討会の設置 ○ステップ1 不適合管理は、既存の懸案管理システムからの情報や工事中の不具合速報について、全てを「不適合判定検討会（現行の不適合管理検討会に変えて設置：仮称）」に持ち込み、品質保証センターを含む関係各課のメンバーにより処置（不適合管理の要否、不適合管理グレード等）を決定する仕組みに変更する。なお、不適合を担当者が迷うことなく適切に不適合判定検討会に持ち込むことが出来るように発電所の要員に対し、平成22年7月末日途に、不適合管理の必要性や基準について実務に即した教育を実施する。また、継続的に教育する仕組みを構築する。 より確実な業務管理を行うため、平成22年6月末日途に、発電所の品質保証センター内に不適合管理業務を専任で行う担当を設置する。 ○ステップ2 開発中の「統合型保全システム」を活用して、担当者が迷うことなくシステム登録する運用に変更する。（平成23年度運用変更予定） (2) 不適合情報の公開 全ての不適合情報をホームページにより公開する。
要求事項	発見された不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に処置できる不適合管理プロセスを改善する。 組織の要員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築する。 (検討会で不適合案件の審議を行うという仕組みは設けていたが、発電所員に「不適合」を敬遠する傾向があり、その検討会に持ち込まれない不具合情報を把握することができず、結果として問題が顕在化しにくい状況となっていた。)		

実施事項	スケジュール													備考			
	H22年度												H23年度～H26年度		H27年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
○不適合管理を専任で行う担当を設置			▼6/29 不適合管理業務を専任行う担当設置														
○CAP導入に向けたベンチマーク				▼7/14 中部電力, 7/16 関西電力													
○不適合管理教育			不適合管理教育資料作成	7/末 不適合管理教育を実施※		▼10/14 追加教育の実施				▼12/22 追加教育の実施				▼3/29～31 追加教育の実施			
○不適合管理検討会運用強化			不適合管理検討会運用強化 (6/10-)														
○不適合管理システム検討			不適合管理システム検討														
○不適合判定検討会の設置					8/2～不適合判定検討会で審議開始												
○マニュアルの改正 (保安規定変更命令, 判定基準(ガイドライン)の設定および有効性評価を踏まえて手順書に反映する。)					マニュアル改正												
○EAMを活用した運用の検討																	
○システムの有効性評価																	
○システムの改善																	
○不適合情報の公開																	

—凡例— ◻:計画, ▼■:実績

○不適合管理検討会運用強化 (H22.6.10-)
第6回～第13回 (計7回): 85件

○※不適合管理教育について、継続的に教育するため、島根原子力発電所教育訓練手順に「不適合管理の教育項目」を追加した。(H22.6.1)

○8/1 不適合判定検討会運用開始
 > 8月: インプット 176件
 > 9月: インプット 174件
 > 10月: インプット 194件
 > 11月: インプット 211件
 > 12月: インプット 490件
 > 1月: インプット 284件
 > 2月: インプット 249件
 > 3月: インプット 161件

○9/1 EAM運用開始

○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始

○10/14 不適合管理に係わる教育の実施

○12/22 不適合判定基準ガイドラインに係わる教育の実施

○3/29～31 不適合判定基準ガイドラインに係わる教育の実施

備考) 有効性評価は、半期毎に実施する。(1回目: 9月末, 2回目: 3月末)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>○6月1日以降発生の不適合件名について、全て「不適合管理検討会」協議することとした。</p> <p>○6月10日以降、原則毎週水曜日に定期の「不適合管理検討会」を開催し、全ての「作業依頼票」「不適合処置および是正処置報告書」の確認を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ H22.6.10（第6回検討会：1件） ➢ H22.6.16（第7回検討会：24件） ➢ H22.6.23（第8回検討会：21件） ➢ H22.6.30（第9回検討会：5件） ➢ H22.7.7（第10回検討会：9件） ➢ H22.7.12（第11回検討会：3件） ➢ H22.7.21（第12回検討会：11件） ➢ H22.7.28（第13回検討会：11件） <p>○6月29日 品質保証センターに不適合管理担当を設置</p> <p>○ベンチマーキング実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 7/14 高浜原子力発電所（関西電力） 7/16 浜岡原子力発電所（中部電力） <p>○不適合管理教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ H22.7/29, 7/30(6回教育を実施) <ul style="list-style-type: none"> ・7/30～8/2(発電課当直員への教育を実施) ・受講対象者(360名)335名受講 ・未受講者(25名)へのフォロー実施(8/19完了) ➢ H23.11/2～11/7 ➢ H24.11/28, 11/29, 12/4, 12/5 ➢ H26.2/19, 2/21, 2/24, 2/28 ➢ H27.3/13, 3/16, 3/17, 3/20 <p>○不適合判定検討会メンバーへの教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ H22.10/14(社外専門家による専門教育) <ul style="list-style-type: none"> ・受講対象者(17名)16名受講 ・未受講者(1名)へのフォロー実施 ➢ H22.12/22(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H23.3/29～3/31(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H24.2/23～2/24(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H25.7/12, 7/17, 11/7(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H26.3/12, 12/10(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H27.3/24, 3/25, 3/31(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H27.9/1(不適合判定に係る教育を実施) <p>○不適合判定検討会による審議</p> <p>8/1～原則毎日開催 (平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 8/1～8/31 不適合管理要と判定した件数 94件 ➢ 9/1～9/30 不適合管理要と判定した件数 107件 ➢ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 104件 	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会教育について、「理解できた。」または、「ほぼ理解できた」が90%以上であること ・不適合管理の実施件数(前年度比により件数が増加していること) ・「不適合判定検討会」に持ち込まれる事案について、今まであがっていないレベルの懸案が含まれていること。 ・発電所内で取り扱う不適合情報が、「不適合判定検討会」の結果を踏まえた管理グレードで処理されていること。 ・「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象に不適合と判断すべき事象が含まれていないこと <p>(検証結果)</p> <p>12月31日までの活動に対する結果</p> <p><不適合管理に係る教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月末からの不適合管理教育の実施結果から「理解できた。」または、「ほぼ理解できた」が全体の96%以上を占め、本教育に対して高い理解度が得られた。 ・10月14日不適合判定検討会メンバーへの教育に実施結果から「理解できた」「ほぼ理解できた」が全体の100%を占め、本教育に対して高い理解度が得られた。 <p>○平成22年12月22日 不適合判定基準(ガイドライン)制定後の不適合判定検討会委員への教育および不適合事例に係る判定確認を実施した結果、全員が90%以上の正解率であり、今回の教育によって、不適合判定検討会メンバーに対し不適合判定の理解が得られた。</p> <p><不適合判定検討会の運用状況> (平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:176件、不適合管理要と判定した件数:94件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・9月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:174件、不適合管理要と判定した件数:107件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・10月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:194件、不適合管理要と判定した件数:104件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・11月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:211件、不適合管理要と判定した件数:124件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・12月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:490件、不適合管理要と判定した件数:184件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・1月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:284件、不適合管理要と判定した件数:83件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・2月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:249件、 	<p>(有効性評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理の実施件数(前年度比により件数)が増加していること、「不適合判定検討会」に持ち込まれる事案について、今まであがっていないレベルの懸案が含まれていること。 ・「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。 <p>上記で、目標が達成されていることを確認する。</p> <p><平成22年9月30日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理の実施件数については、8月・9月合計で201件(前年度合計122件)であった。 前年度と比較すると約10件/月から約105件/月に増加しており、今まであがっていない案件も含まれていると判断した。よって、不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。 ・10月27日8/26～9/30までに不適合管理不要として判定した案件(40件)についてセルフチェックを実施し、うち1件について不適合管理を行うことで再判定した。再判定の結果、不適合管理を行う案件を確認したが、1件であり、対策は有効に機能していると評価する。 <p><平成22年12月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理の実施件数については、8月から11月合計で755件(前年度合計122件)であった。今まであがってない案件として、不適合管理不要として判定されたものは180件あり、不適合管理未満の情報の吸い上げもされていることから不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。 ・12月17日10/1～11/30までに不適合管理不要として判定した案件(99件)についてセルフチェックを実施した結果、不適合管理を行うことで再判定した案件はなかったことから対策は有効に機能していると評価する。 <p><平成23年3月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の継続、不適合管理専任担当の設置、ホームページへの公開については定例業務として定着しており有効に機能していると評価する。 今後日常業務として取り組んでいく。 なお、9月1日から統合型保全システムを活用しており、不適合管理の運用実績から、改善項目を抽出しシステム担当へ改善の依頼を提出した。 ・不適合判定検討会のインプット件数については、8月から3月合計で1,939件(前年度合計122件)であった。不適合管理不要として判定されたものは796件あり、不適合管理未満の情報の吸い上げもされていることから 	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）																																																																																																														
<p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 124 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 184 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 83 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 84 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 65 件</p> <p>（平成 23 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 53 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 43 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 43 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 23 件</p> <p>➤ 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 28 件</p> <p>➤ 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 53 件</p> <p>➤ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 46 件</p> <p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 44 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 29 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/29 不適合管理要と判定した件数 65 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 98 件</p> <p>（平成 24 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 62 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 41 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 37 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 39 件</p> <p>➤ 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 23 件</p> <p>➤ 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 25 件</p> <p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 29 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 40 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 21 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 48 件</p> <p>（平成 25 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 20 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 19 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 15 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 27 件</p> <p>➤ 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 35 件</p> <p>➤ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 32 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 19 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 32 件</p> <p>（平成 26 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 18 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 28 件</p>	<p>不適合管理要と判定した件数:84 件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</p> <p>・3 月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:161 件、不適合管理要と判定した件数:65 件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</p> <table border="1" data-bbox="813 420 1573 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>8 月</th> <th>9 月</th> <th>10 月</th> <th>11 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>176 件</td> <td>174 件</td> <td>194 件</td> <td>211 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>12 月</th> <th>1 月</th> <th>2 月</th> <th>3 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>490 件</td> <td>284 件</td> <td>249 件</td> <td>161 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成 23 年度）</p> <table border="1" data-bbox="813 735 1573 966"> <thead> <tr> <th></th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>141 件</td> <td>89 件</td> <td>101 件</td> <td>72 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>8 月</th> <th>9 月</th> <th>10 月</th> <th>11 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>58 件</td> <td>93 件</td> <td>114 件</td> <td>119 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>12 月</th> <th>1 月</th> <th>2 月</th> <th>3 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>165 件</td> <td>90 件</td> <td>206 件</td> <td>435 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成 24 年度）</p> <table border="1" data-bbox="813 1050 1573 1281"> <thead> <tr> <th></th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>224 件</td> <td>159 件</td> <td>114 件</td> <td>120 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>8 月</th> <th>9 月</th> <th>10 月</th> <th>11 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>60 件</td> <td>103 件</td> <td>128 件</td> <td>580 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>12 月</th> <th>1 月</th> <th>2 月</th> <th>3 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>220 件</td> <td>485 件</td> <td>50 件</td> <td>148 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：判定保留中の案件は含まない</p> <p>（平成 25 年度）</p> <table border="1" data-bbox="813 1365 1573 1596"> <thead> <tr> <th></th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>229 件</td> <td>39 件</td> <td>32 件</td> <td>268 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>8 月</th> <th>9 月</th> <th>10 月</th> <th>11 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>131 件</td> <td>200 件</td> <td>152 件</td> <td>199 件</td> </tr> <tr> <th></th> <th>12 月</th> <th>1 月</th> <th>2 月</th> <th>3 月</th> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>102 件</td> <td>175 件</td> <td>121 件</td> <td>99 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：判定保留中の案件は含まない</p>		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数	176 件	174 件	194 件	211 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数	490 件	284 件	249 件	161 件		4 月	5 月	6 月	7 月	不適合判定検討会で審議した件数	141 件	89 件	101 件	72 件		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数	58 件	93 件	114 件	119 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数	165 件	90 件	206 件	435 件		4 月	5 月	6 月	7 月	不適合判定検討会で審議した件数*	224 件	159 件	114 件	120 件		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数*	60 件	103 件	128 件	580 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数*	220 件	485 件	50 件	148 件		4 月	5 月	6 月	7 月	不適合判定検討会で審議した件数*	229 件	39 件	32 件	268 件		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数*	131 件	200 件	152 件	199 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数*	102 件	175 件	121 件	99 件	<p>不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。</p> <p>・3 月 11 日 12/1～2/28 までに不適合管理不要として判定した案件 (540 件) についてセルフチェックを実施した結果、不適合管理を行うことで再判定した案件はなかったことから対策は有効に機能していると評価する。 （実施部門内部監査の評価）</p> <p>・3/14 に実施した実施部門内部監査の結果に基づき、本アクションプランの要求事項のとおり、発見された不適合事象が適切に組織内で共有され、不適合管理が適切に処理できる不適合管理プロセスに改善していること、また組織の要員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築し、確実に実施していることから、保守管理の不備に関する再発防止対策について有効であると評価する。</p> <p>（次年度の取組み）</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」については、有効性評価の結果から不適合情報未満の事案が吸い上げられていること、不適合と判断すべき事案が適切に判定されていることから当初の目的は達成しており、次年度以降も引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」に基づき対策の定着化に取り組んでいく。</p> <p>〈平成 23 年 9 月〉</p> <p>・不適合判定検討会へインプットした件数は 4 月から 9 月末で 554 件、不適合管理不要としたものが 311 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>・統合型保全システムについては 9 月に改善され、使い勝手が向上し、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>・ホームページ公開については、2 回/月としており、4 月から 9 月末までに不適合となった事案を 100% (243 件/243 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>〈平成 24 年 3 月〉</p> <p>・不適合判定検討会へインプットした件数は平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月末で 1,683 件、不適合管理不要としたものが 899 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 23 年 4 月から平成 24 年 2 月末までに不適合となった事案を 100% (465 件/465 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>（次年度の取組み）</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」については、有効性評価の結果、不適合管理未満の情報も吸い上げられていることから目的は達成している。 次年度以降も引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」</p>	
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	176 件	174 件	194 件	211 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	490 件	284 件	249 件	161 件																																																																																																													
	4 月	5 月	6 月	7 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	141 件	89 件	101 件	72 件																																																																																																													
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	58 件	93 件	114 件	119 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	165 件	90 件	206 件	435 件																																																																																																													
	4 月	5 月	6 月	7 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	224 件	159 件	114 件	120 件																																																																																																													
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	60 件	103 件	128 件	580 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	220 件	485 件	50 件	148 件																																																																																																													
	4 月	5 月	6 月	7 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	229 件	39 件	32 件	268 件																																																																																																													
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	131 件	200 件	152 件	199 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	102 件	175 件	121 件	99 件																																																																																																													

現在の状況

- 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 33 件
- 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 29 件
- 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 25 件
- 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 39 件
- 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 32 件
- 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 18 件
- 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 30 件
- 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 30 件
- 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 31 件

(平成 27 年度)

- 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 20 件
- 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 21 件
- 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 23 件
- 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 26 件
- 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 29 件
- 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 33 件

○手順書の改正

- 8/4 保安規定変更命令に係る手順書の改正(部長制)について、立案承認
- 8/27 不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い並びに、議事録様式を見直しに係る手順書の改正について、立案承認
- 8/31 EAM 運用に伴う改正について、立案承認
- 11/29 判定基準(ガイドライン)の設定

○09/1 EAM 運用開始

○09/7 不適合情報の当社HPによる公開開始

(平成 22 年度)

- 9/ 7: 8/ 1～ 8/15 審議分
- 9/21: 8/16～ 8/31 審議分
- 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分
- 10/20: 9/16～ 9/30 審議分
- 11/ 8: 10/ 1～10/15 審議分
- 11/22: 10/16～10/31 審議分
- 12/ 7: 11/ 1～11/15 審議分
- 12/20: 11/16～11/31 審議分
- 1/11: 12/ 1～12/15 審議分
- 1/20: 12/16～12/31 審議分
- 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分
- 2/21: 1/16～ 1/31 審議分
- 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分
- 3/22: 2/16～ 2/28 審議分

(平成 23 年度)

- 4/ 7: 3/ 1～ 3/15 審議分
- 4/20: 3/16～ 3/31 審議分
- 5/11: 4/ 1～ 4/15 審議分

対策の検証方法と検証結果

(平成 26 年度)

	4 月	5 月	6 月	7 月
不適合判定検討会で審議した件数*	195 件	83 件	131 件	128 件
	8 月	9 月	10 月	11 月
不適合判定検討会で審議した件数*	77 件	121 件	110 件	80 件
	12 月	1 月	2 月	3 月
不適合判定検討会で審議した件数*	111 件	139 件	113 件	211 件

* : 判定保留中の案件は含まない

(平成 27 年度)

	4 月	5 月	6 月	7 月
不適合判定検討会で審議した件数*	105 件	70 件	74 件	99 件
	8 月	9 月	10 月	11 月
不適合判定検討会で審議した件数*	167 件	299 件	件	件
	12 月	1 月	2 月	3 月
不適合判定検討会で審議した件数*	件	件	件	件

* : 判定保留中の案件は含まない

<不適合判定検討会の審議状況>

不適合判定検討会において、電気事業者間の確認事項の整理結果(定事検内容の整理結果)を、第 16 回定期検査から適用することを保安運営委員会で確認しているにも関わらず、「新品取替した定事検(分解検査)対象弁について定事検を計画しなかったこと」については、電気事業者間の確認事項がQMSに反映されていなかったことから、従来の運用自体は不適合ではないと判断したことに関して、判定が適切でなかったため、以下の対策を行う。

- ①不適合判定検討会としての質の向上を目指して、有効性評価を適宜実施し、不適合判定に係る評価・分析を実施し、その結果を反映する。
- ②不適合判定検討会の質の向上を図るため、不適合判定に係る判定基準(ガイドライン)を設定し、手順書に反映する。
- ③不適合判定に迷った事象については、当面の間、不適合と判定する。
- ④不適合判定検討会委員に対しては、新たに設定する判定基準(ガイドライン)の教育を徹底するとともに品質保証専門家を招聘して、不適合管理に特化した教育を実施する。
- ⑤不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い(いつまで、誰が、何をするか明確にすること)並びに、その取扱いについて議事

自己評価(有効性評価、次年度への取組み)

に基づき、対策の定着化に取り組むとともに、定期的に(半期毎)運用状況を評価していく。

<平成 24 年 9 月>

- ・不適合判定検討会で判定した件数は 4 月から 9 月末で 780 件、不適合管理不要としたものが 526 件あり、担当者が迷うような不適合管理未済の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。
- ・ホームページ公開については、2 回/月としており、4 月から 8 月において、不適合と判定した事案を 100% (202 件/202 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。

<平成 25 年 3 月>

- ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月末で 2391 件、不適合管理不要としたものが 1619 件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。
- ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 24 年 4 月から平成 25 年 2 月末までに不適合となった事案について、100% (365 件/365 件) 公開しており、定着化が図られていると評価した。

(次年度の取組み)

「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着している。平成 25 年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。

<平成 25 年 9 月>

- ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 25 年 4 月から平成 25 年 9 月末で 899 件、不適合管理不要としたものが 657 件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。
- ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 25 年 4 月から平成 25 年 8 月末までに不適合となった事案について、100% (119 件/119 件) 公開しており、定着化が図られていると評価した。

<平成 26 年 3 月>

- ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月末で 1747 件、不適合管理不要としたものが 1262 件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施し

備考(懸案事項他)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p> ➤ 5/20: 4/16～ 4/30 審議分 ➤ 6/ 7: 5/ 1～ 5/15 審議分 ➤ 6/20: 5/16～ 5/31 審議分 ➤ 7/ 7: 6/ 1～ 6/15 審議分 ➤ 7/20: 6/16～ 6/30 審議分 ➤ 8/ 8: 7/ 1～ 7/15 審議分 ➤ 8/22: 7/16～ 7/31 審議分 ➤ 9/ 7: 8/ 1～ 8/15 審議分 ➤ 9/20: 8/16～ 8/31 審議分 ➤ 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分 ➤ 10/20: 9/16～ 9/30 審議分 ➤ 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分 ➤ 11/21: 10/16～10/31 審議分 ➤ 12/ 7: 11/ 1～11/15 審議分 ➤ 12/20: 11/16～11/30 審議分 ➤ 1/12: 12/ 1～12/15 審議分 ➤ 1/20: 12/16～12/31 審議分 ➤ 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分 ➤ 2/20: 1/16～ 1/31 審議分 ➤ 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分 ➤ 3/21: 2/16～ 2/29 審議分 (平成 24 年度) ➤ 4/ 9: 3/ 1～ 3/15 審議分 ➤ 4/20: 3/16～ 3/31 審議分 ➤ 5/11: 4/ 1～ 4/15 審議分 ➤ 5/21: 4/16～ 4/30 審議分 ➤ 6/ 7: 5/ 1～ 5/15 審議分 ➤ 6/20: 5/16～ 5/31 審議分 ➤ 7/ 9: 6/ 1～ 6/15 審議分 ➤ 7/20: 6/16～ 6/30 審議分 ➤ 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分 ➤ 8/20: 7/16～ 7/31 審議分 ➤ 9/ 7: 8/ 1～ 8/15 審議分 ➤ 9/20: 8/16～ 8/31 審議分 ➤ 10/ 9: 9/ 1～ 9/15 審議分 ➤ 10/22: 9/16～ 9/30 審議分 ➤ 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分 ➤ 11/20: 10/16～10/31 審議分 ➤ 12/ 7: 11/ 1～11/15 審議分 ➤ 12/20: 11/16～11/30 審議分 ➤ 1/10: 12/ 1～12/15 審議分 ➤ 1/21: 12/16～12/31 審議分 ➤ 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分 ➤ 2/20: 1/16～ 1/31 審議分 ➤ 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分 ➤ 3/21: 2/16～ 2/28 審議分 (平成 25 年度) ➤ 4/ 8: 3/ 1～ 3/15 審議分 </p>	<p> 録様式を見直し残すことを手順書に反映する。(H22.9.1 施行) ⑥「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。 ・H22.10.27 不適合管理「要」で再判定：1 件 ・H22.12.17 不適合管理「要」で再判定：なし ・H23.3.11 不適合管理「要」で再判定：なし [内部監査部門の評価] (評価観点) 不適合判定検討会への持込時期を明確にし、不適合管理を速やかに 行っているか。 (評価結果) 不適合管理を行う担当について、副長 1 名、担当者 2 名の計 3 名構 成で、6 月 29 日に設置し、不適合管理関係業務を担当していることを 確認した。また、不適合検討会の運用強化により、懸案システムから の情報等も不適合判定の対象（毎週 1 回開催 1 回当たり平均 10 件を 対象として不適合判定を実施）としており、従来より幅広く不具合情 報を収集していると評価する。(7 月 21 日現在) 原則毎日不適合判定検討会を開催し、検討対象も点検速報、所員か らの情報等幅広く対応することを手順書に規定し、検討会で判定「保 留」とした場合はその後の役割分担を明確にしており、軽微な情報を含 めて迅速に不適合管理が実施できると評価する。不適合件数も 2 カ 月で 200 件以上（昨年は年間 200 件程度）と増加しており、また、検 討会（10 月 28 日考査同席）では、設備のみでなく人的要因について も多角的に議論を行っており、有効に機能していると評価する。 (10 月 30 日現在) 「不適合管理プロセスの改善」への取組みについては、今回を含 めたこれまでの監査において、「不適合判定検討会」を設置し、発見 された不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に 処置できるよう不適合管理プロセスを改善していることおよび発電 所員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロ セスを構築していることを確認した。また不適合情報の公開について は当社HPにより適切に公開していることを確認し、本APの目的を 達成していることを確認した。 次年度以降は、QMS 文書である「不適合管理・是正処置手順書」に 基づき対策の定着化へ取り組むことに問題はないと評価した。 (4 月 15 日現在) (評価観点) <平成 23 年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。 (評価結果) <平成 23 年度> 本APの取組みについて、不適合管理不要とされる情報も含めた 多くの情報が不適合判定検討会にインプットされており、担当者が迷 うような不適合管理未済の情報の吸い上げができていないこと、不適合 </p>	<p> ていると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 25 年 4 月から平 成 26 年 2 月末までに不適合となった事案について、100% (291 件/291 件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。 ※ : H26.5 月上旬、1 件の未公開を確認したため、不適合管理を行ない 平成 26 年 5 月 13 日に公開 (次年度の取組み) 「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果 から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着した業務 を確実に実施している。平成 26 年度も同様に、目標を業務運営方針書に設 定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した 業務を確実に実施する。 <平成 26 年 9 月> ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 26 年 4 月から平成 26 年 9 月 末で 735 件、不適合管理不要としたものが 564 件あり、定常的に多くの不 適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施して いると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 26 年 4 月から平 成 26 年 8 月末までに不適合となった事案について、100% (146 件/146 件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。 </p>	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p> 4/22: 3/16～ 3/31 審議分 5/10: 4/ 1～ 4/15 審議分 5/20: 4/16～ 4/30 審議分 6/ 7: 5/ 1～ 5/15 審議分 6/20: 5/16～ 5/31 審議分 7/ 8: 6/ 1～ 6/15 審議分 7/22: 6/16～ 6/30 審議分 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分 8/20: 7/16～ 7/31 審議分 9/ 9: 8/ 1～ 8/15 審議分 9/20: 8/16～ 8/31 審議分 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分 10/21: 9/16～ 9/30 審議分 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分 11/20: 10/16～10/31 審議分 12/ 9: 11/ 1～11/15 審議分 12/20: 11/16～11/30 審議分 1/10: 12/ 1～12/15 審議分 1/20: 12/16～12/31 審議分 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分 2/20: 1/16～ 1/31 審議分 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分 3/20: 2/16～ 2/28 審議分 (平成 26 年度) 4/ 7: 3/ 1～ 3/15 審議分 4/21: 3/16～ 3/31 審議分 5/12: 4/ 1～ 4/15 審議分 5/13: H25 年度 1/1～1/15 審議分(1 件追加) 5/20: 4/16～ 4/30 審議分 6/ 9: 5/ 1～ 5/15 審議分 6/20: 5/16～ 5/31 審議分 7/ 7: 6/ 1～ 6/15 審議分 7/22: 6/16～ 6/30 審議分 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分 8/20: 7/16～ 7/31 審議分 9/ 8: 8/ 1～ 8/15 審議分 9/22: 8/16～ 8/31 審議分 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分 10/20: 9/16～ 9/30 審議分 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分 11/20: 10/16～10/31 審議分 12/ 8: 11/ 1～11/15 審議分 12/22: 11/16～11/30 審議分 1/ 9: 12/ 1～12/15 審議分 1/20: 12/16～12/30 審議分 2/ 9: 1/ 1～ 1/15 審議分 2/20: 1/16～ 1/31 審議分 3/ 9: 2/ 1～ 2/15 審議分 </p>	<p> 判定検討会の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案を 100%ホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本 A P の目的は達成していることを確認した。 次年度以降も、引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」に従って対策の定着化に取り組み、定期的に運用状況を評価することに問題ないと評価した。 (平成 24 年 4 月 17 日現在) </p> <p> (評価観点) <平成 24 年度> 有効性評価を行い A P の目的が達成されているか。 (評価結果) <平成 24 年度> 本 A P の取り組みについて、不適合管理不要とされる情報も含めた多くの情報が不適合判定検討会にインプットされており、定常的に多くの不適合未満の情報が吸い上げられていること、不適合判定検討会の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案をすべてホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本 A P の目的は達成していることを確認した。 次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。 (平成 25 年 4 月 18 日現在) </p> <p> (評価観点) <平成 25 年度> 有効性評価を行い A P の目的が達成されているか。 (評価結果) <平成 25 年度> 本 A P の取り組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本 A P の目的は達成していることを確認した。 次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことで問題ないと評価した。 (平成 26 年 4 月 17 日現在) </p> <p> (評価観点) <平成 26 年度> 有効性評価を行い A P の目的が達成されているか。 (評価結果) <平成 26 年度> 本 A P の取り組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本 A P の目的は達成していることを確認した。 次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことで問題ないと評価した。 (平成 27 年 4 月 17 日現在) </p>	<p> (平成 27 年 3 月) ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月末で 1499 件、不適合管理不要としたものが 1064 件あり、定常的に多くの不適合未満の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施していると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 26 年 4 月から平成 27 年 2 月末までに不適合となった事案について、100% (320 件/320 件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。 (次年度の取組み) 「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着した業務を確実に実施している。平成 27 年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。 </p> <p> (平成 27 年 9 月) ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 27 年 4 月から平成 27 年 9 月末で 814 件、不適合管理不要としたものが 362 件あり、定常的に多くの不適合未満の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施していると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 27 年 4 月から平成 27 年 8 月末までに不適合となった事案について、100% (119 件/119 件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。 </p>	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
➤ 3/20: 2/16～ 2/28 審議分 (平成 27 年度) ➤ 4/ 7: 3/ 1～ 3/15 審議分 ➤ 4/20: 3/16～ 3/31 審議分 ➤ 5/12: 4/ 1～ 4/15 審議分 ➤ 5/20: 4/16～ 4/30 審議分 ➤ 6/ 8: 5/ 1～ 5/15 審議分 ➤ 6/22: 5/16～ 5/31 審議分 ➤ 7/ 7: 6/ 1～ 6/15 審議分 ➤ 7/21: 6/16～ 3/30 審議分 ➤ 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分 ➤ 8/20: 7/16～ 7/31 審議分 ➤ 9/ 7: 8/ 1～ 8/15 審議分 ➤ 9/24: 8/16～ 8/31 審議分			

